**1.5次避難所での活動について**

　1.5次避難所での業務に対する対価を給与（乙欄）として支払います。

　労働者は、勤務時間外において他の会社等の業務に従事することができますが、厚生労働省のモデル就業　規則でも会社に届け出る旨明記されています。現在、所属している会社（給与甲欄）がある方で給与を希望　される方は、所属している会社へご確認ください。また、金額により確定申告が必要となります。

　記入日、氏名、住所、生年月日、給与および交通費の要否を記入し、　　　県栄養士会までご提出ください。**給与、交通費を希望される方のみ振込先を記載し、マイナンバーカードの写し（両面）を添えて提出してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 記入日 | 　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 生年月日 | （西暦）　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |

給与

　　□ 受け取る 　 □ 辞退

交通費

　□ 受け取る □ 辞退

振込先（給与、交通費を受け取る方のみ）



　　　　　※ 　　　県栄養士会会員登録氏名と同じ名義の口座で申請してください。